資料No.1

平成 23 年 12 月 14 日　第 2 回伊豆の国市地域公共交通会議　報告①

静岡県生活交通確保対策協議会分科会への意向申出について

１　静岡県生活交通確保対策協議会とは

静岡県では、県内における乗合バス等の生活交通の確保を図るため、「静岡県生活交通確保対策協議会（以下『県協議会』とします。)」を設置しています。

この県協議会は、国、県、市町、乗合バス等事業者が、地域の実情に応じた効率的な輸送サービスが地域住民に提供されるよう、それぞれの責務において、生活交通の確保に努めることを基本理念としており、次の事項について協議します。

（１）生活交通のあり方一般
（２）具体的な路線に係る生活の確保に関する事項
（３）その他生活交通の確保に関し必要な事項

２　分科会への申し出について

静岡県生活交通確保対策協議会設置要綱（以下「県協議会要綱」とします。）第 8 条では、道路運送法施行規則第 9 条の 2 に規定する「地域公共交通会議」又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条に規定する協議会を、主宰者の申し出により分科会とすることができるものとされています。

平成 23 年 7 月 21 日開催の第 1 回伊豆の国市地域公共交通会議において、県協議会と当市地域公共交通会議の役割と置換えについて、会長からご提案がありましたので、平成 23 年 9 月 26 日に分科会への申し出を行い、平成 23 年 10 月 11 日付けで分科会となることの承認を受けました。

３　分科会の意義

県協議会要綱第 8 条第 2 項の規定より、市内で完結する市自主運行バスに係る路線の休廃止又は系統の廃止について、分科会の協議結果をもって県協議会の決定とみなされます。